

奈良県選挙管理委員会告示第四十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による設立の届出について、新風会足田俊文後援会から訂正の届出があつたので、平成三十年十一月奈良県選挙管理委員会告示第三十三号（政治資金規正法に基づき設立の届出のあつた政治団体の名称等）の一部を次のとおり訂正する。

平成三十一年一月八日

奈良県選挙管理委員会

委員長 中 川 清 孝

表中「足田若葉」を「足田若菜」に改める。